

広島市防災訓練補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域における防災訓練の促進を図るため、広島市防災訓練補助金（以下「補助金」という。）を交付する際に必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、広島市補助金等交付規則（昭和38年広島市規則第58号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する組織のことをいう。

（補助金の交付）

第3条 市長は、次に掲げる団体が行う防災訓練に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 本市の市立小学校区単位で連合化された自主防災組織（以下「連合組織」という。）
- (2) 市立小学校の統合等の理由により連合組織以外で組織されたもののうち、市長が認めた自主防災組織（以下「認定組織」という。）
- (3) 本市の町内会・自治会単位で構成された自主防災組織（以下「単位組織」という。）

（交付の方法）

第4条 補助金は、予算を危機管理室から各区へ令達し、区から前条に規定する団体へ交付するものとする。

- 2 補助金は、原則として、団体の代表者名義の預金口座に振り込むものとする。
- 3 補助金の交付は、1団体に対して1年度につき1回限りとする。

（補助対象訓練）

第5条 補助対象となる防災訓練は、次の各号に掲げる訓練とする。

- (1) 避難訓練
- (2) 指定避難所運営訓練（情報収集・伝達訓練、給食・給水訓練等）
- (3) 応急訓練（消火訓練、水防訓練、救出・救護訓練、AED操作訓練等）
- (4) 防災意識啓発活動（避難所宿泊訓練、水害碑巡り等）

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる防災訓練に要する経費は、次表に掲げる物品等の購入等に要する経費とする。

区分	内 訳
物品	ハンドマイク、ヘルメット、ビブス、文房具、軍手、土嚢袋、衛生用品などの防災訓練に必要な物品
食糧	給食・給水訓練に使用する食材及び飲料水
資機材	別表に掲げる耐久資機材
啓発用品等	案内チラシ、パンフレット、地域で作成した防災マップ（印刷に併せて防災訓練を行う場合に限る。）、訓練参加者に対する啓発品（防災に関するものに限る。）
賃借	水害碑巡りで使用するバスの借上げ、訓練実施に必要な会議室の使用
移送	介護タクシー代（避難行動要支援者が訓練参加のために乗車する場合に限る。）
講師謝礼	介護等福祉専門職・医療関係者（避難行動要支援者と訓練に参加した場合に限る。） ※1時間当たり単価は6,200円以内とする。

- 2 補助対象経費には、本市が交付する別の補助金の対象となる経費を含めないものとする。
- 3 単位組織の資機材購入は、5年度に1回に限る。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる額を限度とする。

1 連合組織及び認定組織

1組織当たり150,000円又は補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 単位組織

次の各号の限度額又は補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 防災訓練に要する経費として、1組織当たり50,000円
- (2) 前号において、前条に規定する資機材を購入する場合は、5年度に1回に限り、当該購入に要する費用に相当する額を、50,000円を限度として加算する。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする第3条に規定する団体（以下「申請者」という。）は、防災訓練を開催する10日前までに広島市防災訓練補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書類を審査し、適正と認めるときは速やかに補助金の交付を決定し、広島市防災訓練補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、申請書類を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、広島市防災訓練補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認等)

第10条 申請者は、申請した内容を変更しようとするときは、広島市防災訓練補助金変更申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、防災訓練を完了したときは、その完了の日から40日以内に広島市防災訓練実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 単位組織については、前項とは別に、防災訓練を完了した日から40日以内に避難の呼びかけ体制づくり報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による提出を受けた場合において、その内容を審査及び必要に応じて行う調査等により、当該提出に係る防災訓練の実績が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災訓練補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第6条関係）

耐久資機材一覧

分類	品名	
消火	消火器	水消火器
	可搬消防ポンプ	自立式簡易水槽
救助	車いす	けん引式車いす補助装置
	リヤカー	担架
	一輪車	救急セット
	のこぎり	チェーンソー
	ジャッキ	エンジンカッター
	シャベル	斧
	ハンマー	掛矢
	鉋	バール
	ヘッドライト付きヘルメット	多目的ライト
	はしご	救助用ロープ
情報伝達用具	トランシーバー	拡声器
	携帯用ラジオ	－
給食・給水機材	炊飯装置	給水タンク
	緊急用浄水装置	鍋・釜
	ガスコンロ	－
その他	テント	発電機
	投光器	誘導灯
	収納用ワゴン	コードリール
	ホワイトボード	台車

※補助対象品目は、原則として上表に掲げるものとするが、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。